

～新型コロナウイルス感染拡大防止へのお願い～

飲食店における営業時間短縮要請について

営業時間短縮要請の概要

対象区域

米子駅前及び米子市繁華街

※詳細は次のURLをご覧ください。<https://www.pref.tottori.lg.jp/298781.htm>

期間

令和3年7月21日(水)～8月3日(火) 14日間

対象店舗

食品衛生法第52条に定める営業の許可を取得している**飲食店及び喫茶店**(カラオケ店等も含む)
(対象外: 宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ、ネットカフェ等)

期間中、時短要請へのご協力と感染予防徹底を呼び掛けるための見回り活動を実施します。

営業時間を**5時から20時まで**としていただくようお願いします。(酒類オーダーは**19時**まで)

協力金の支給要件

- 上記対象店舗であること。 ※令和3年7月20日(火)以前から営業していること
- 要請期間中の全ての日において、20時までの営業時間短縮にご協力をいただいていること。
 - ※通常、20時までに営業を終了している店舗は、営業時間短縮要請の対象外となり、協力金の申請はできません。
 - ※通常、20時以降も営業していた店舗が、期間中、営業時間短縮要請を受け、終日休業された場合も対象になります。
 - ※遅くとも、令和3年7月24日(土)までには開始してください。(この場合、協力金の支給は要請にご協力いただいた日数分となります。)
 - ※令和3年7月21日以降の時短営業等を実施していることを示すチラシを利用者にわかるよう、店舗外側等見やすい場所に掲示の上、写真等により記録を残しておいてください。申請の際には、掲示した記録を提出していただきます。(チラシ記載例は裏面を参考にしてください。)
- 鳥取県版飲食店ガイドラインに沿って感染予防・拡大防止対策を講じていること。(県「くらしの安心推進課」ホームページ参照)
- 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等ではないこと。

協力金の支給額

<中小企業等>

1日の売上高(※)	8. 3万円以下/日	8. 3万円超～25万円/日	25万円超/日
協力金の支給額	2. 5万円/日	売上高の3割/日	7. 5万円/日

※前年度又は前々年度の売上高

<大企業等> 1日当たりの売上減少額の40% ※中小企業等でもこの計算方法を選択可能です。
(一日あたり上限「20万円」または「売上高×0.3」のいずれか低い額)

協力金の申請について

○申請期間: **令和3年7月28日(水)～9月30日(木)**
(郵送、電子申請、ファクシミリで受付)

※詳細は次のURLをご覧ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/298781.htm>



問合せ先



鳥取県感染拡大防止協力金コールセンター

[開設時間]8:30～17:15 まで (土日祝も対応します)

TEL:0857-26-8632 FAX:0857-26-8114 メール:shoukoukyouryokukin@pref.tottori.lg.jp

営業時間短縮のお知らせ

鳥取県の要請に基づき、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
時短営業を実施します。

○実施期間

7月__日(__)から
～8月3日(火)

○時短営業期間中の営業時間

__時__分
～__時__分
(酒類オーダー__時__分まで)

○通常(時短前)の営業時間

__時__分～__時__分

店名_____